

# 「価値を認めあう社会へ」の実現に向けて

JAM副書記長／川野 英樹

## はじめに

JAMが取り組んでいる「価値を認めあう社会へ」は、JAMの理念に謳われている「経済の発展に見合っ、社会的公正労働基準を確立し、公正でゆとりある豊かな生活を保障できる社会の建設をめざす」を体現化するものである。

「価値を認めあう社会へ」の取り組みは、「労働」の価値と「製品」の価値が正しく評価される社会の実現をめざしている。

JAMの特徴として、完成品メーカーではなく部材メーカーや部品加工を担う中小企業が圧倒的に多い。そのため、企業間取引における適正取引慣行やコスト上昇による価格転嫁が、企業収益への影響だけではなく労働者の賃金や労働条件にも大きく影響を及ぼしてきた。

本稿では、JAMの「価値を認めあう社会へ」をめざした各種取り組みと、ものづくり中小企業の取引実態について紹介する。

## 「価値を認めあう社会へ」の取り組み背景

JAMは、1999年9月にゼンキン連合と金属機械の両産別が統合して結成された。公正な取引の実現をめざし「取引慣行の改善」「優越的地位の濫用防止」に向けた運動は、JAM結成以前から継続的な取り組みをしている重要な政策課題であった。

2014年春季生活闘争から、経済の好循環を実現するために景気や業績の後追いではなく、賃金・労働条件の継続的な引き上げの必要性が示され、賃金構造維持分に改善分（ベア額）を加えた闘争方針で取

り組みが展開された。

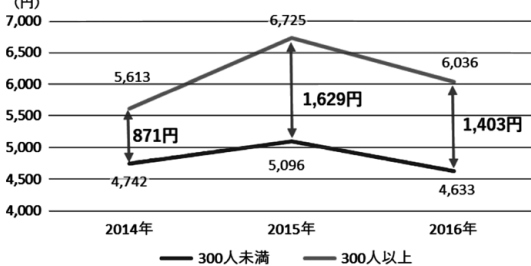
しかし、2014年から2016年の春季生活闘争結果における300人未満と300人以上の平均賃上げ額と年間一時金額の差は拡大し、年収ベースで格差拡大を続けた。中小企業では人手不足が深刻な課題となっており、質の高い労働力を確保するためには労働条件の改善が不可欠であった。

JAMは、これまで格差縮小には公正取引慣行の確立が必要であると広く継続的に訴えてきた。2016年春季生活闘争では「サブライチエー

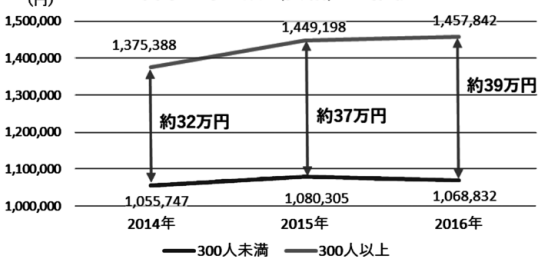
ンにおける付加価値の向上と適正配分」がスローガンになるなど、取引の環境改善が重要との認識が社会的に広がったのもこの時期であった。

JAM「2016年企業状況と取引実態に関する調査」では、製品価格の低下理由として「取引先からの価格引き下げ要求」が理由の

平均賃上げ額（妥結）の推移



年間一時金額（妥結）の推移



資料：「JAM 2014-2016 春季生活闘争総括資料」より筆者作成

8割を占めており、そのうち「根拠が乏しい」との回答が4割程度であった。本来得られるはずの企業収益が毀損される事態が発生していた。

さらには、「調達先への価格引き下げ要請」や「労務費や固定費等の削減」をも引き起こす要因となっていた。

国も、経済の持続的な発展のため「取引慣行の改善」を、下請け代金支払い遅延等防止法、改正独占禁止法の適切な運用をはじめ、産業界ごとの自主行動計画の作成を業界団体へ要請するなど、下請け取引に対する厳格な運用への指導強化を図っていた。

優れた技術や技能で作られ出される製品やサービスが、その価値にふさわしい価格で売買できる取引慣行の実現は、産業界の健全な発展と労働者の雇用と生活の安定に欠かせない極めて重要な課題であり、まさに「まったなし」の危機的な状況を迎えていた。

こうした状況を踏まえ、JAMは機械・金属産業の中小・ものづくり産業別労働組合として、製品の価値（公正取引）と労働の価値（賃金水準）が正しく評価される「価値を認めあう社会の実現へ」をめざし

て、イニシアティブを發揮した運動を展開することを、第30回中央委員会（2017年1月20日開催）で決定した。

## 具体的な取り組み展開と推進ツール

### 1. 経営者に向けた要請書

次のステップとして、具体的な行動を起こす必要があった。付加価値の適正分配を実現するため、自社製品の取引価格を点検した上で、企業収益を阻害している取引の改善を行うよう経営者に要請し、取引先との価格交渉を通じ収益性の改善に取り組むこととした。

具体的な要請内容は次の4点で、  
①原価等の検証による収益性の再評価、②赤字で受注している製品取引の見直し、③取引条件の見直し（納期、数量、決済条件、金型等の保管費用等）、④原材料価格や労務費等の価格転嫁、これらの点検活動を通じて適正価格での取引を求めた。

### 2. 推進ポスターの作成

JAMが取り組む「価値を認めあう社会へ」の運動を、構成企業の労働者への周知を図るべく推進ポスターを作成し配布した。基調となる取り

組み方針をキャッチフレーズに込めて、単組への理解促進と取り組み強化に努めてきた。その甲斐もあって、推進ポスターへの評価もさることながら、「製品」と「労働」に適正な評価を求める運動が広まるとともに、適正価格での取引に向けた取り組みが徐々に広がっていくことなる。

### 3. 対応マニュアルの作成

JAMにおける高品質で安全・安心な製品やサービスを提供する「ものづくり企業ブランド」は、下請取引を受発注する多くの中小企業によって支えられている。この高い品質を維持するコストは、適正な形で社会によって負担される必要がある。品質に見合った適正な価格を支払うという取引慣行を、我が国の産業全体に定着させることが極めて重要である。

JAMは、2020年「価値を認めあう社会へ」対応マニュアル

の作成を通じて、下請事業者が親事業者の調達部門との価格交渉や価格転嫁への支援、法令違反となる取引行為や親事業者への価格交渉ポイントを具体化することで、下請取引を受発注する企業の取引条件の改善に向けた取り組みの広がりをねらいとしている。

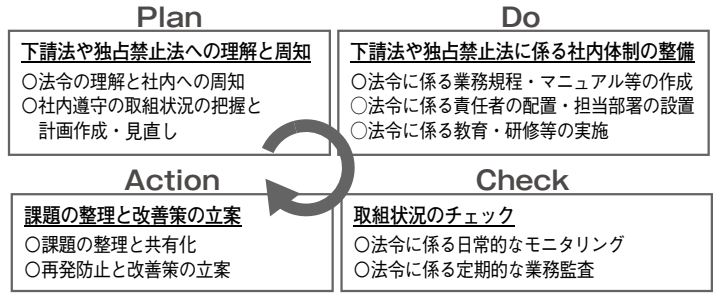
### 2 対応マニュアルの活用方法

まずは対応マニュアルを読み込み、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、自社にどのような取引環境が存在する

これまでの推進ポスター



PDCA サイクル



資料：JAM「2020年度価値を認めあう社会へ対応マニュアル」より

その上で、自社内に上図のPDCAサイクルを定着させることが目的であるとしている。

### 価格転嫁緊急対策本部の設置と具体的な取り組み

国内企業物価は、2020年と比べ2割近く上昇し、製造原価に大きな影響を与え続けていた。労務費・エネルギー・原材料費のコスト上昇を適正に価格転嫁できなければ、企業収益の悪化を招くとともに企業の存続をも左右する危機的な状況に陥りかねなかった。

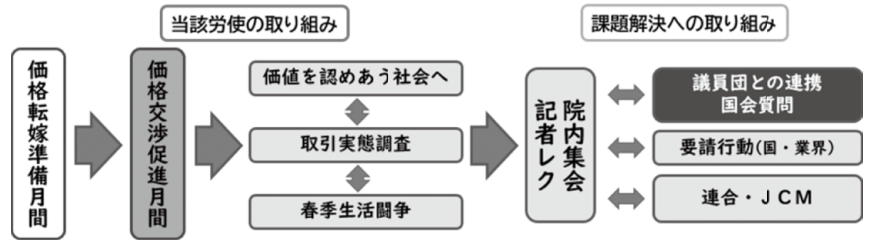
「製品の価値」と「労働の価値」を守るためには、価格転嫁が欠かせない危機的な状況と判断し、2022年11月16日に安河内会長を本部長とする「価格転嫁緊急対策本部」を設置した。

#### 1. 価格転嫁まったなし総行動の取り組み

政府は、3月と9月に「価格交渉促進月間」を設定し、労務費・エネルギーコスト・原材料費等の上昇分を、適切に価格転嫁できるよう価格交渉を重点化した。

一方、2023年春季生活闘争は「生活防衛」「労働の価値」「製品の

取り組みイメージ (概要)



価値」のいずれも取り残すことができない「まったなし」の事態となっていた。価格転嫁は、賃上げへの環境整備に欠かすことができず、政府・経済団体・労働組合の三位一体の取り組みと、その成果が社会的要請となった。

この機を逃すことなく価格転嫁の実現に向けて、以下の取り組みを

通じたJAM総行動を展開した。  
**1 価格転嫁準備月間の設定**  
 2月と8月を価格転嫁準備月間と設定し、価格転嫁を求める価格交渉に向けた労使の取り組み期間とし、本部・地方・地協が取り組み促進に向けてサポートをした。

**2 価格転嫁まったなし緊急院内集会**  
 価格転嫁促進に向けた社会的な環境形成と意識醸成を図り、価格転嫁の取り組み支援を行なう目的で、2023年2月9日に参議院議員会館、8月8日に衆議院第二議員会館にて、JAM、国会議員・秘書、関係省庁、マスコミ関係者ら100名規模で開催した。JAMにおける「企業状況と取引実態調査結果」や、単組代表者による取引環境の実態報告、集会アピール採択など行なってきた。

#### 2. 価格転嫁の課題への対応

価格転嫁まったなし総行動において、明らかになった価格転嫁に関する取引課題は、地方JAMを通じて報告を求め内容を確認した上で「もつくり国会議員懇談会」の所属議員と連携し国に訴えていくこととしている。また、取引事例集への反映と業界団体への要請行動等で、課題解決へ向けた対応を行なってきた。

のかについて、労使で認識し、その改善へ向けて「何が必要か」「何をしなければいけないのか」など、具体化するための一助として活用を促した。

また、下請法や独占禁止法を遵守し、ビジネスパートナーである下請事業者と良好な関係を築くことは、企業競争力を向上させるとともに、サプライチェーン全体の取引環境の改善を促進し、「買いたたき・しわ寄せ」等を「しない・させない」を定着することに繋がると記している。

### 3. 価格転嫁まったなし総行動の継続

価格転嫁の取り組みは依然として企業ごとにバラつきがあり、一部に留まっており、企業物価の上昇は今後も続くと推測される中で、価格転嫁が滞ると、企業の存続に関わる懸念もある。

同時に消費者物価の上昇局面では、物価上昇を上回る賃金引上げを獲得しなければ、実質賃金の目減りが発生し、組合員と家族の生活を守ることも難しくなってくる。

価格転嫁と賃金改善額	価格転嫁できていない	価格転嫁できている	差額 できている-できていない
賃金改善額(単組数)	4,602円(279)	5,239円(83)	+637円
平均賃上げ額(単組数)	8,620円(279)	9,732円(83)	+1,112円

資料：JAM「2023年春季生活闘争総括」より



価格転嫁まったなし緊急院内集会

る、価格転嫁ができていない単組ができていない単組を賃金改善額で約600円、平均賃上げ額で約1100円上回るといった結果となった。このことから、賃金改善には価格転嫁が必須であることが明らかになっている。

価格転嫁の取り組みは、JAMだけでなく他構成組織や業界団体との連携した取り組みも始まっており、自動車部品工業会、自動車総連、JAMの三者連携で適正取引の実現に向けた取り組みを行なっている。

さらに、政府も「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を取りまとめ、労務費を

価格転嫁できる環境整備による実質賃金の引上げをめざすとしている。

こうした状況を踏まえ、価格転嫁のさらなる促進に向けて「価格転嫁まったなし総行動」を継続することとした。

### おわりに

JAMが取り組んできた「価値を認めあう社会へ」は、持続可能なものづくり産業の実現に向けて欠かせない取り組みであると考えられる。特に、昨今の物価高騰の中にあつて、われわれの生活も然り、企業の存続もまた然り、謂れない製品価格の設定によって、その価値が毀損されるべきではない。「労働」と「製品」の価値が正しく評価されてこそ、持続可能なものづくり産業が実現できる。

政府が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、実質賃金の引き上げを実現するためには、雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることに触れ、価格転嫁率の低い労務費をいかに適切に転嫁できるかが重要と位置付けている。

2024年春季生活闘争で、労務費改定を求める労働組合の責務として、企業側へ「適正取引に向けた価格転嫁」を要請し、取引環境の改善から生まれた原資で、物価上昇に負けない賃上げを実現し、すべての働く仲間へ波及させなければならぬ。

JAMは引き続き「労働」と「製品」の価値が正しく評価される社会の実現に向けて、イニシアティブを発揮した運動を展開していく。



### 川野 英樹 かわの・ひでき

JAM副書記長

1987年 9月 日鍛バルブ株式会社 入社  
1989年 8月 日鍛バルブ労組山陽支部 副支部長  
1997年 8月 〃 支部長  
1997年 8月 全国金属機械労働組合 山口地方本部書記長  
1999年 9月 JAM九州山口 執行委員 (山口県協議会事務局次長)  
2000年 8月 連合山口 副事務局長  
2007年 9月 JAM山陰 書記長  
2012年 10月 JAM 組織グループ グループ長  
2013年 9月 JAM 副書記長